

# 介護サービス利用方法

サービスを利用しながら自宅での生活を継続することを希望する方は、ケアマネジャーからケアプランを作成してもらう必要があります。  
 要介護1～5の方は居宅介護支援事業所が、要支援1・2の方と総合事業対象者の方は地域包括支援センターが担当します。



## 要介護1～5の方

**サービスを利用しながら、住み慣れた自宅で暮らしたい**  
 在宅サービスの種類 (P.39～)

**①居宅介護支援事業者と契約します**  
 ●居宅介護支援事業所(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、契約します。どの居宅介護支援事業所があるかは町や地域包括支援センターで相談できます。  
 ●担当のケアマネジャーが決まります。

**②ケアプランを作成します**  
 ●担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

**③サービスを利用します**  
 ●サービス事業者と契約します。  
 ●ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

**介護保健施設に入所したい**  
 施設サービスの種類 (P.40、44～)

**①介護保健施設に連絡します**  
 ●申し込み前に見学するなど、サービス内容や利用料について検討したうえで、施設に直接申し込みます。

**②ケアプランを作成します**  
 ●入所先の施設ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

**③サービスを利用します**  
 ●ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。

## 要支援1・2の方

**①地域包括支援センターに連絡します**  
 ●地域包括支援センターに連絡し、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。  
 ●介護予防サービスや総合事業のサービスを利用する場合は、地域包括支援センターと契約します。  
 介護予防サービスの種類 (P.39～)  
 介護予防・生活支援サービスについて(P.43)

**②介護予防ケアプランを作成します**  
 ●地域包括支援センター職員と相談しながら、介護予防ケアプランを作成します。

**③サービスを利用します**  
 ●サービス事業者と契約します。  
 ●ケアプランにそって**介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

## 総合事業対象者

**①地域包括支援センターに連絡します**  
 ●地域包括支援センターに連絡し、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。  
 ●総合事業のサービスを利用する場合は、地域包括支援センターと契約します。  
 介護予防・生活支援サービスについて(P.43)

**②介護予防ケアプランを作成します**  
 ●地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

**③サービスを利用します**  
 ●サービス事業者と契約します。  
 ●ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。